

◇大阪市みどりのまちづくり条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、新築等をする場合の緑化義務の対象となる建築物の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(建設局公園緑化部調整課)